

包括連携協定書

網走刑務所と北海道網走地区は共に発展してきた経緯がある。民間篤志家や協力雇用主等の地域住民が受刑者及び出所者の改善更生の一助を担ってきただけではなく、受刑者が地元農家の農作業を手助けするなどの交流が行われていた時期もあり、再犯防止と地域活性化の両面から共生の関係を築いてきた。この共生関係を現代において明確にするとともに、未来に向けて更に発展させていくため、網走刑務所（以下「甲」という。）及び大空町（以下「乙」という。）は、以下のとおり、包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携の下、それぞれの持つ人的・物的資源を活用し、再犯防止及び地域活性化に向けた取組を推進することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携協力する。

- 一 網走刑務所の資源の活用による地域活性化に関すること。
- 二 受刑者等の改善更生及び社会復帰の促進に関すること。
- 三 出所者等の雇用の創出に関すること。
- 四 再犯の防止等について地域住民等の理解と協力を得るための意識の啓発に関すること。
- 五 その他甲及び乙が協議して必要と認めること。

2 連携協力する具体的内容及び方法は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から書面により特段の申出がないときは、同一の条件で1年間期間を更新するものとし、以後についても同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙から、この協定の内容について変更の申出があったときは、その都度、協議して変更するものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項について定めるとき又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

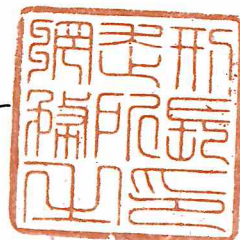
令和2年 3 月 3 / 日

北海道網走市三眺

甲

網走刑務所長

平澤 由行



北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

乙

大空町長

山下 英二

